

## 食中毒事件の発生及び対応について

### 1 事件の概要

4月21日に下記飲食店で喫食した8名のグループの内6名が、4月22日から24日にかけて、発熱、下痢、腹痛、倦怠感などの食中毒症状を呈した。

中野区保健所食品衛生担当では、4月28日に東京都福祉保健局からの通報を受け、即時、下記飲食店及び患者への調査・検査を行った。これらの調査・検査結果及び医師の診断結果から、当該飲食店が原因の食中毒と断定した。原因食品は当該飲食店が製造・提供した食事で、原因物質はカンピロバクター（鶏肉等に多い、食中毒菌の一種）であった。

区では、被害拡大防止のため、5月5日から7日まで、緊急の営業自粛を指導し、5月8日から11日までの4日間、営業停止等の不利益処分を行うとともに、区ホームページにおいて当該事業者の名称等を公表した。

### 2 食品衛生法違反の内容（根拠法令等）

- (1) 食中毒の原因となった食事の提供（食品衛生法第6条第三号違反＝病原性微生物による食品の汚染）
- (2) 営業施設の施設基準違反（同法第51条違反＝洗浄設備不備など）
- (3) 公衆衛生上講ずべき衛生基準の遵守違反（同法第50条違反＝有害物の混入防止措置基準違反）

### 3 原因施設（被処分者）

- (1) 所在地 《記載削除》
- (2) 営業者 《記載削除》
- (3) 屋号 《記載削除》
- (4) 業種 飲食店営業《記載削除》

### 4 不利益処分等の内容

- (1) 営業停止4日間（食品衛生法第55条）  
（なお、営業の自粛3日間）
- (2) 施設改善命令（同法第51条の規定に基づく営業施設基準）
- (3) 取扱改善命令（同法第50条第3項）